2　四半期連結財務諸表提出会社は、第一・四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から第一・四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。

3　四半期連結財務諸表提出会社は、第一・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第三・四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から第二・四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間（以下「第三・四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、第三・四半期連結会計期間において大規模な企業結合が行われたことその他の事情により、第三・四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第三・四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。

（比較情報の作成）

第五条の三　当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に応じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

一　四半期連結貸借対照表　前連結会計年度に係る事項

二　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書　前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項

三　四半期連結キャッシュ・フロー計算書　前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項

第十条を次のように改める。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記）

第十条　四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

第十条の次に次の五条を加える。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第十条の二　四半期財務諸表等規則第五条の規定は、会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第十条の三　四半期財務諸表等規則第五条の二の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第十条の四　四半期財務諸表等規則第五条の三の規定は、会計上の見積りについて重要な変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第十条の五　四半期財務諸表等規則第五条の四の規定は、重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条中「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と読み替えるものとする。

（修正再表示に関する注記）

第十条の六　四半期財務諸表等規則第五条の五の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条第二号中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

第十一条　削除

第十二条の見出し中「記載」を「注記」に改め、同条中「前条の規定による記載の次に記載」を「注記」に、「記載を」を「注記を」に改める。

第十三条第一項中「（第七十八条第四項において「重要な後発事象」という。）」を削る。

第十五条第三項中「第二・四半期以降の四半期連結会計期間」を「第二・四半期連結会計期間以降」に、「規定により行った」を「規定による」に、「第二・四半期以降に変更した理由」を「第二・四半期連結会計期間以降に変更した旨及びその理由」に改め、同条第五項中「方法による」を「方法により」に改める。

第十五条の二第一項中「適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を「当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項本文及び前項」に、「を算定することが」を「の把握が極めて」に、「同項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　前項本文の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

第十六条第一号及び第二号中「で時価のあるもの」を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

（金融商品に関する注記等の特例）

第十七条の二　第十五条の二、第十六条及び第十七条第一項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第一・四半期連結会計期間及び第三・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条　削除

第二十条第一項第二号中「四半期連結会計期間及び」を削り、同項第八号を削り、同条第三項及び第四項を削る。